





[ホーム](#) [ニュースとお知らせ](#) [関連リンク](#) [サイトマップ](#) [用語と略語](#)

標準化：産業標準化とJIS	意見受付公告(JIS)	国際標準化(ISO/IEC)・地域標準化活動	データベース検索
認証：JISマーク表示制度	マネジメントシステム(ISO 9001/14001他)		
一般・共通：JISCの紹介	標準化と知的財産	国際協議・協力(WTO/TBT他)	キッズページ FAQ (よくある質問)

[ホーム](#) > [産業標準化とJIS](#) > [意見受付公告\(JIS\)規格一覧](#) > [規格情報](#)

意見受付公告(JIS)規格情報

PS-020-0020

JIS原案の閲覧  [JISB7603_001 \(PDFファイル:415KB 別ウィンドウでリンク\)](#)  [JISB7603_001音声 \(PDFファイル:89KB 別ウィンドウでリンク\)](#)

該当JIS原案は、意見受付公告時点での内容であり、審議の結果等によって、変更・修正することがあります。接続環境によっては表示まで時間がかかることがあります。(そのまましばらくお待ちください。)

規格情報

規格番号	JISB7603
規格名称	ホッパースケール
英文名称	Hopper weighers
概要	<p>この規格は、ホッパーの形で荷重受け部を備えたホッパースケールに対する計量要件、技術要件及び試験方法について規定したものであるが、最近の生産及び使用の実態等を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正を行うものである。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精度等級に関する特例(JA.3.6)に関して、“初回の検定に限り、器差検定において不適合となった場合、使用者が下位の精度等級において引き続き取引又は証明に使用することを希望する場合、適合する精度等級での使用が認められる。”を“同、適合する下位の精度等級に変更して、検定に適合としてよい。”に置き換える。 2. 使用中検査(JB)に関して、適正計量管理事業所が行う取引又は証明に用いないホッパースケールの使用中検査の箇条(JB.5)を新たに追加する。 3. 基準分銅(JC.2)に関して、“基準分銅は、計量法第103条の規定によって基準器検査に合格し、かつ、有効期間内になければならない。また、その器差が検定公差の1/3以内でなければならぬ。”を“同、かつ、計量法第104条で定める基準器検査証印の有効期間内になければならない。また、その器差が検定公差の1/3以内でなければならぬ。”に置き換える。 4. 軽微な修理(JD.2)に関して、“計量法施行規則第10条の修理(軽微な修理)は、届出製造事業者及び届出修理事業者以外の者も封印を除去することなくできる、計量性能に影響を及ぼすおそれがない修理とする。該当する修理は、次による。”を“軽微な修理は、計量性能に影響を及ぼすおそれがない修理であって、次による。”に置き換える。
基礎として用いた国際規格の番号及び同等性記号	MOD OIML R 107-1:2007, Discontinuous totalizing automatic weighing instruments (totalizing hopper weighers) Part 1: Metrological and technical requirements-Tests

意見を提出される方は、意見提出ボタンをクリックしてください。

[意見提出](#)

[▲このページの先頭へ](#)
[前のページへ戻る](#)

[お問い合わせ](#) [このサイトについて](#)



標準化: [産業標準化とJIS](#) | [意見受付公告\(JIS\)](#) | [国際標準化\(ISO/IEC\)・地域標準化活動](#)

[データベース検索](#)


認証: [JISマーク表示制度](#) | [マネジメントシステム\(ISO 9001/14001他\)](#)

一般・共通: [JISCの紹介](#) | [標準化と知的財産](#) | [国際協議・協力\(WTO/TBT他\)](#) | [キッズページ](#) | [FAQ](#)
(よくある質問)

[ホーム](#) ▶ [産業標準化とJIS](#) ▶ [意見受付公告\(JIS\)規格一覧](#) ▶ [規格情報](#)

意見受付公告(JIS)規格情報

PS-020-0020

JIS原案の閲覧  [JISB7604-1_001 \(PDFファイル:6131KB 別ウインドウでリンク\)](#)  [JISB7604-1_001音声 \(PDFファイル:372KB 別ウインドウでリンク\)](#)

該当JIS原案は、意見受付公告時点での内容であり、審議の結果等によって、変更・修正することがあります。接続環境によっては表示まで時間がかかることがあります。(そのまましばらくお待ちください。)

規格情報

規格番号	JISB7604-1
規格名称	充填用自動はかり—第1部:計量要件及び技術要件
英文名称	Automatic gravimetric filling instruments-Part 1: Metrological and technical requirements
概要	<p>この規格は、製品の個々の質量を自動計量して、所定質量ごとに充填する自動はかりのうち、一定質量の製品を袋・容器に充填することを意図したもので、供給装置・制御装置・排出装置を含むもの(充填用自動はかりという。)に対する計量要件及び技術要件について規定したものであるが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正を行うものである。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 適用範囲において、製品を充填する袋・容器から“フレキシブルコンテナ”を除外する旨の表記について、より適切な表記に改め、計量要件及び技術要件の対象となる製品を明確にする。 b) 減算式はかりに係る規定について、ホッパースケールとの整合性から用語や定義など削除する。 c) 精度等級において、商品又は液体を充填する袋・容器が荷重受け部(荷重検出部)に掛かった状態で充填を完了する充填用自動はかりについて、実態に即して“精度等級S”を追加する。 d) 定格最小充填量に係る最小許容値について、製品の実態に合わせて、0.1及び0.2の目量に対する最小許容値を追加する。 e) 取引又は証明用の充填用自動はかりの要求事項(附属書JA)において、精度等級Sの充填用自動はかりについての静的荷重における器差検定の方法などを追加する。 f) 使用中検査(附属書JB)において、精度等級Sの充填用自動はかりについての規定を追加する。また、適正計量管理事業所が使用する充填用自動はかりについての例外規定を追加する。 g) 充填用自動はかりの修理(附属書JD)において、分類を見直すとともに、修理する機能部分(部品)ごとに整理して表形式にまとめた。
基礎として用いた国際規格の番号及び同等性記号	MOD OIML R 61-1:2017, Automatic gravimetric filling instruments. Part 1: Metrological and technical requirements

意見を提出される方は、意見提出ボタンをクリックしてください。



標準化: [産業標準化とJIS](#) | [意見受付公告\(JIS\)](#) | [国際標準化\(ISO/IEC\)・地域標準化活動](#) データベース検索



認証: [JISマーク表示制度](#) | [マネジメントシステム\(ISO 9001/14001他\)](#)

一般・共通: [JISCの紹介](#) | [標準化と知的財産](#) | [国際協議・協力\(WTO/TBT他\)](#) | [キッズページ](#) | [FAQ](#)
(よくある質問)

ホーム ▶ 産業標準化とJIS ▶ 意見受付公告(JIS)規格一覧 ▶ 規格情報

意見受付公告(JIS)規格情報

PS-020-0020

JIS原案の閲覧  [JISB7604-2_001 \(PDFファイル:5834KB 別ウインドウでリンク\)](#)  [JISB7604-2_001音声 \(PDFファイル:365KB 別ウインドウでリンク\)](#)

該当JIS原案は、意見受付公告時点での内容であり、審議の結果等によって、変更・修正することがあります。接続環境によっては表示まで時間がかかることがあります。(そのまましばらくお待ちください。)

規格情報

規格番号	JISB7604-2
規格名称	充填用自動はかり—第2部:試験方法
英文名称	Automatic gravimetric filling instruments-Part 2: Tests
概要	<p>この規格は、製品の個々の質量を自動計量して、所定質量ごとに充填する自動はかりのうち、一定質量の製品を袋・容器に充填することを意図したもので、供給装置・制御装置・排出装置を含むものに対する試験方法について規定したものであるが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため改正を行うものである。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <p>a) 適用範囲において、製品を充填する袋・容器から“フレキシブルコンテナ”を除外する旨の表記について、より適切な表記に改め、計量要件及び技術要件の対象となる製品を明確にする。</p> <p>b) 試験方法において、各充填量の質量の計算、事前設定値、試験条件などについて、静的荷重試験を行う精度等級Sの充填用自動はかりに対しては適用除外とする規定を追加する。また、“落差補正装置”を、落差の補正に限らない“補正装置”とする。</p> <p>c) 影響因子試験において、車両に搭載する自動はかりに係る規定を削除する。また、起動時間に関して、精度等級Sの充填用自動はかりに対して静的荷重による試験方法を追加する。</p> <p>d) 妨害試験において、試験の厳しさレベルを自動捕捉式はかりに合わせた。</p>
基礎として用いた国際規格の番号及び同等性記号	MOD OIML R 61-2:2017, Automatic gravimetric filling instruments. Part 2: Test procedures

意見を提出される方は、意見提出ボタンをクリックしてください。

意見提出

[▲このページの先頭へ](#)

[前のページへ戻る](#)

[お問い合わせ](#) [このサイトについて](#)



標準化: [産業標準化とJIS](#) | [意見受付公告\(JIS\)](#) | [国際標準化\(ISO/IEC\)・地域標準化活動](#)

[データベース検索](#)

認証: [JISマーク表示制度](#) | [マネジメントシステム\(ISO 9001/14001他\)](#)

一般・共通: [JISCの紹介](#) | [標準化と知的財産](#) | [国際協議・協力\(WTO/TBT他\)](#) | [キッズページ](#) | [FAQ](#)
[\(よくある質問\)](#)

[ホーム](#) ▶ [産業標準化とJIS](#) ▶ [意見受付公告\(JIS\)規格一覧](#) ▶ [規格情報](#)

意見受付公告(JIS)規格情報

PS-020-0020

JIS原案の閲覧  [JISB7607_001 \(PDFファイル:8758KB 別ウィンドウでリンク\)](#)  [JISB7607_001音声 \(PDFファイル:504KB 別ウィンドウでリンク\)](#)

該当JIS原案は、意見受付公告時点での内容であり、審議の結果等によって、変更・修正することがあります。接続環境によっては表示まで時間がかかることがあります。(そのまましばらくお待ちください。)

規格情報

規格番号	JISB7607
規格名称	自動捕捉式ばかり
英文名称	Automatic catchweighing instruments
概要	<p>この規格は、個別の物体の質量又はばら状の物体の一塊の質量を計量する自動ばかりのうち、自動重量選別機、質量ラベル貼付機及び計量値付け機であって、検査目量の数が100以上のもの(以下、自動捕捉式ばかりという。)に対する性能要件及び試験方法について規定したものであるが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正を行うものである。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲(箇条1)について、“検査目量の数が100以上のもの”のみを対象とするよう改める。 影響因子(4.9)のうち傾斜において、傾斜制御装置を備えた自動捕捉式ばかりに関し、傾斜制御装置の要件を明確にするため、製造業者が指定する傾斜角度を超えるか、又は傾斜の限界に達したとき、ばかりの動作を停止させる規定を追加する。 試験方法(箇条7)のうち試験荷重について、試験の実態に合わせた合理化を図るため、ひょう量に近い荷重に関しては多目量ばかりにおける部分計量範囲についてひょう量に近い荷重を除外する、また、多目量ばかりにおいて最大許容誤差の変わる点が3点以上ある場合は、いずれか2点における荷重とすることに改める。 取引又は証明用の自動捕捉式ばかりの要求事項(附属書JA)の検定(JA.3)のうち個々に定める性能の技術上の基準について、検定の精度は器差検定を最大動作速度で実施することでも担保できるとの考えから、中間速度で実施することとなる代替動作速度を削除する。 使用中検査(附属書JB)において、適正計量管理事業所における使用の実態に合わせるため、適正計量管理事業所が行う取引又は証明に用いない自動捕捉式ばかりの使用検査(JB.5)を追加する。 自動捕捉式ばかりの修理(附属書JD)において、その設計や修理の実態に合わせて、搬送ローラ、プーリ及び駆動部カップリングの交換又は修理については簡易修理(JD.3)から軽微な修理(JD.2)の分類に変更する。また、印字装置や外部記憶装置などの計量結果を出力する装置の交換又は修理については軽微な修理(JD.2)から簡易修理(JD.3)の分類に変更する。